



# 美濃 <sup>い</sup>のまち 宮代

## ●「宮代地区まちづくり協議会」のあらまし

(愛称)…………… ～みのいち みやしろ～

(テーマ、スローガン) 『 ふれあうところ 築こう絆 』

(サブテーマ) 知恵の知産知消生 (平成26年度～)

【令和3年度版】

組織名	宮代地区まちづくり協議会
設立日	平成24年12月8日
事務所 連絡先	<p>〈所在地〉 垂井町宮代664番地4 宮代地区まちづくりセンター内 宮代地区まちづくり協議会事務局</p> <p>〈TEL/FAX〉 0584-22-1010</p> <p>〈ホームページ〉 <a href="http://www.town.tarui.lg.jp/docs/2015030600036/">http://www.town.tarui.lg.jp/docs/2015030600036/</a></p> <p>〈E-mail〉 miyashirokou@town.tarui.lg.jp</p> <p style="text-align: right;">④「宮代地区まちづくりセンター」は旧宮代公民館です</p>
組織構成	<p><b>構成</b></p> <p>執行部: 会長 副会長×3 事務局長 会計</p> <p>事業部: 1)文化芸能部 2)健康体育部 3)健康福祉部 4)青少年育成部 (専門部) 5)環境整備部 6)安全防災部 7)総務部</p> <p style="text-align: center;">各部に部長 副部長若干名</p> <p>監理部: 顧問×不定数 監査×2</p> <p><b>組織</b></p> <p>会議: 総会、役員会、理事会(運営委員会)、専門部会</p> <p>委員: 現在60名で構成(内 監事2名、顧問2名)</p> <p>1)宮代地区に在住、在勤、在学する人(代表が総会構成委員に就任)</p> <p>2)地区内で活動する各種団体(代表が総会構成委員に就任)</p> <p>会期: 事業・会計年度 毎年4月1日～翌年3月31日</p> <p>総会/毎年4月、翌年3月 臨時総会/不定期</p> <p>会則: 宮代地区まちづくり協議会規約(平成29年4月1日施行 v2.11)</p> <p>宮代地区まちづくり協議会会計規則(平成26年4月1日 v1.0)</p> <p><b>事業</b></p> <p>「宮代地区まちづくり協議会 年間事業計画」(4月総会)に基づき施行</p>
予算等の概要	<p>町交付金 ¥2,299,000 <span style="float: right;">【令和2年度実績】</span></p> <p>宮代連合自治会助成金 ¥741,600</p>
情報誌の発行	<p>地域の身近な情報交換誌として「宮代地区まち協通信」を発行(毎月1日発行)</p> <p>A4版カラー 発行部数 125部/月(回覧誌) 及び町のHPに掲載(一年間)</p> <p>特別広報や都度情報は、都度発行し回覧、及びHPに掲載</p>

<p>経営(運営)</p>	<p><b>執行部</b> 宮代地区まちづくり協議会の経営</p> <p><b>事業部</b> 宮代地区まちづくり協議会の事業を企画・運営</p> <p>(1)生涯学習事業 (2)地域ふれあい事業 (3)協働のまちづくりの推進を図る事業 (4)その他協議会の目標を達成するために必要な事業</p> <p>特記すべき事項 (縦横斜めの関わり合い)</p> <p>(1)単位自治会長は連合自治会を構成し、且つまちづくり協議会のいずれかの専門部会に所属する(横) (2)各種団体は関連するまち協専門部会に代表者(委員)を選送する(複数の部会)(縦) (3)「まちづくりサポータ会」の設定。協働機能を増強、強化する(斜め) (4)旧来のボランティア活動団体、個人を集再編(整頓、まち協活動との最適・総合化)</p> <p><b>監理部 顧問・監査(組織内):</b> (1)宮代地区まちづくり協議会の機能、運用の総合的管理監督助言等</p> <p><b>町(行政):</b> (1)宮代地区まちづくり協議会の全町的運営をサポート指導助言等</p>
<p>経営理念 (ビジョン)</p>	<p>——地域社会の人々の心と社会の豊かさを求めて——</p> <p>1、地域が抱えている課題を、地域の持つ資源を生かして<u>地域自ら(まち協)</u>で解決する。(知産知消)</p> <p>2、地域内のヒト、モノ、カネを活性化し、且つ呼び引込みし、新しい仕組みを導入する。この循環を通して地域が豊かに幸せになることです。(知生)</p> <p>目指すところは、<u>知恵の地域内循環</u>社会を通して地域の活性と自立と発展とともに豊かにする活動です。「する」現状を変えること⇒「なる」<sup>より</sup>現状を活かすことに重点をおく(知を以って新知を生む)</p> <p>今すでに取り組んでいることや、知られてないこともあるかもしれない、今育とうとしている動き、温められている動きもあることでしょう。分野を超えた繋がりや、新しい価値を見出す取組を育てることです。“<u>幸あるところの美しい光景</u>”を思念しています。</p>

①まちづくり活動とは

地域の気付かなかった既存の資源を使い、多分野の団体や人が連携し、少しのアイデア(工夫)を加えることにより地域活性化(取り組み)やコミュニティビジネス(新事業)を生みだします。これまでの活動を受け継ぎ発展させる、まちづくり活動(地域活動)とは【「こと」づくりではなく「モノ」づくり】に主眼を移す(傾注、込める)ことです。(今ある知を見つけ有意義に活用し、新しい知を生むこと)

地域自らが地域の欲求を取り纏めて自らが行動することです。このことは世間一般の、経済活動とは違います。“幸あるところの美しい光景”は売っていません。お金を出して買ってくるなど出来ません。また各々人が自らの心の内の清浄世界に帰る(籠る)事ではなく、自分を中心とする環境全部(ひと、もの、とき等)を、他の人もやい(催合)なおす(ふれあうこころ(心))ことです。それはあなたが、みんなと共に築くところの絆でもあるのです。仲間活動です。それが宮代のまちづくり活動です。“幸あるところの美しい光景”＝”地域の豊かさ”

宮代地区のまちづくり活動の願いは **ふれあうこころ 築こう絆** です。ここにあるのです。

②美濃一宮のまち宮代→美濃の国(現存在世界)で、一番の住みよい里＝都→自己存在(易い)の拠り所……宮代(宣言)です。

※ 美濃国の一宮「南宮大社」の鎮座されるまちでもあります

**“みのいち みやしる”を愛称・愛語に総力集中!**

## ●「宮代地区まちづくり協議会」のあらまし 付録資料補足説明 以下メモにつき一般配布ナシ

### §1 例えば“朝倉の温泉井戸”、なが〜く 眠っています。

宮代まち協事業(NPO)で活性化する私案。

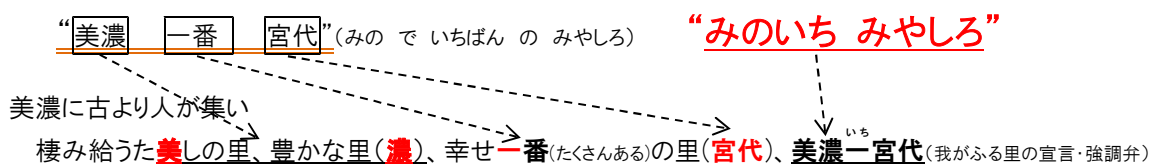
温泉井戸の地元として宮代地区民の活用(雇用)を計りながら、南宮大社や朝倉山とリンクした観光集客や地域全域の福祉(健康・安息)に供する施設としてまた、朝倉スポーツ基地を支える施設(整理体操、疲れ除去)としてセミナーハウスの活用ともリンクした活用をする。

南宮山ハイキングコースを周回コースに(また、全山に複数のハイキングコースを設定)整備し休憩・休息場所の一つに位置付けた活用をするなど、また同様、宮代地内に史跡めぐりコースを整備し取り込む等、総合・複合的に事業化し運営(NPO)することによる、朝倉(如いては宮代)地区の付加価値を高める方策が考えられます。(※単純娯楽性を抑えた質実の活用とし、また宮代は壬申の乱、関ヶ原合戦関連史跡等の潜在遺跡や遺物の存在が考えられるし、開発する。関ヶ原合戦関連は、関ヶ原町とタイアップした開発も図る)

私たちが社会生活の豊饒(幸福)を希求すれば、ヒト<sup>●</sup>人、モノ<sup>●</sup>物、カネ<sup>●</sup>金の地域内集合や呼び込みが出来る企画が必要なのではないでしょうか。経済的な満足だけでなく、健康度・福祉度が向上し、地域文化の伝承、強いては創造にも繋げる(兼ねた)活動を目論む上記の案(工夫)は如何なものでしょうか。心の幸福は決してモノ<sup>●</sup>物、カネ<sup>●</sup>金ではない、物・金の充足より環境(まち)の清浄の中(ヒト<sup>●</sup>人)に居られることです。(文責 富田)

——コト(事)よりモノ(心の幸福感)へ、まず、めぐみにめぐりあうことを温泉の活用を通して見出したい案です——

### §2 まち協の愛称



### §3 「宮代公民館」と「宮代地区まちづくりセンター」

垂井町では「垂井町まちづくり基本条例」を制定し(平成23年4月)住民、議会、行政がお互いの立場を尊重しながら、それぞれの役割と責任において“まちづくり”を行うとしています。

町(行政)は「垂井町まちづくりセンター」を設けます。

各地区は地区協議会を設置します。(「宮代地区まちづくり協議会」は、公民館内に設置されました)

「宮代地区まちづくり協議会」の事業の取組形態は「宮代公民館」より「地区まちづくりセンター」に名実ともに移行になりました。Ⓧ平成29年4月1日より

宮代地域のまちづくり活動の母体となるのが「宮代地区まちづくり協議会」です。

「公民館」とは教化センターであり、「まちづくり協議会」とはそれを含んだ自主活動センターです。

まちづくりの母体として充実に取り組んでいきましょう。

### §4 町では「垂井町まちづくり基本条例」の案内チラシで概要を説明しています。わかり易く解説されていますので是非参考にしてください。大まかには次のようなことを示しています。(町ホームページ)

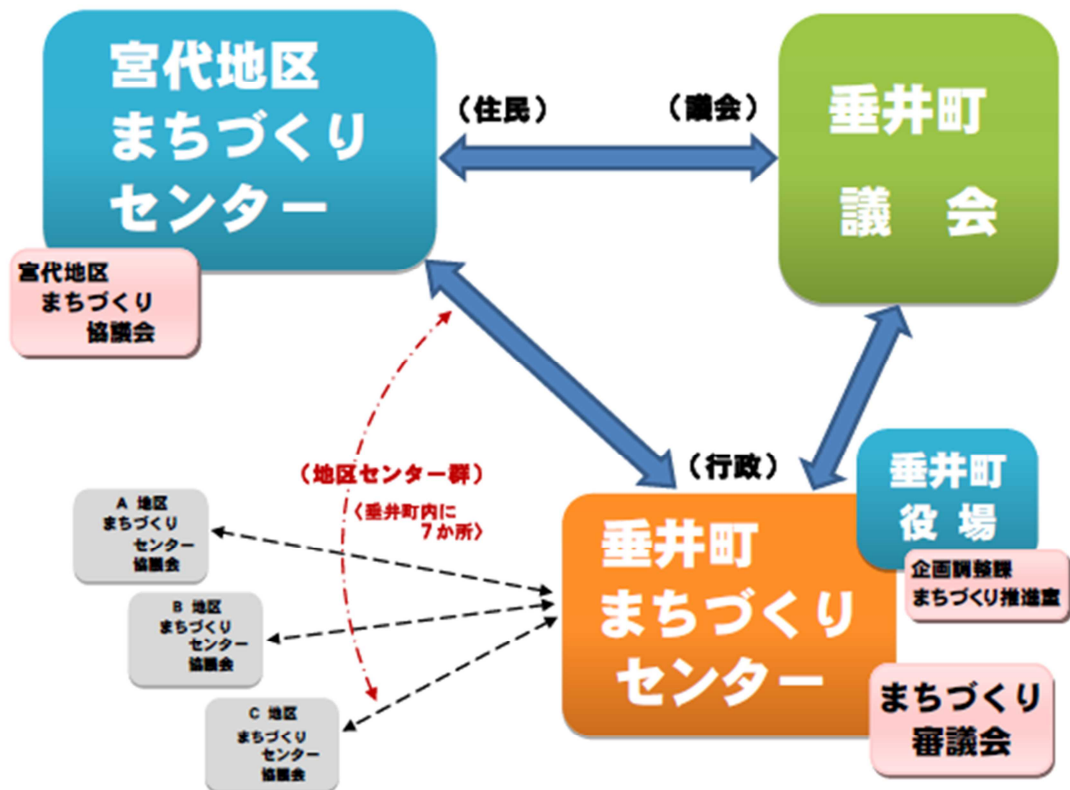
- ① 地域まちづくり活動の支援
- ② 地域課題に関する情報収集、提供
- ③ 地域の各団体のネットワーク化支援
- ④ 地域における情報交流の促進

## §5 自治と自治会の立ち位置

自治とは、より暮らしやすい町にしていくため、地域の個性を發揮しながら、健康福祉、健康体育、文化芸能、青少年育成、環境整備、安全防災など生活のあらゆる分野にわたってさまざまな活動を行う集まりです。自治会はこの地域の《まちづくり》に欠かせない団体であります。(自治会加入チラシ参照)

## §6 行政(町自治) と 住民(宮代の自治)の関係

「町」と「宮代」の関係図



④【宮代地区まちづくりセンター】は旧【宮代公民館】です。

「宮代地区まちづくり協議会」の事務局は地区センター内に設置です。